

児童養護施設におけるリービングケアと アフターケアに対する社会福祉士の役割 —レジデンシャル・ソーシャルワークに着目して—

宮崎 正宇* 大月 和彦**

The Role of Social Worker for Leaving Care and After Care in Child Foster Care Institutions: Focusing on Residential Social Work

Seiu MIYAZAKI, Kazuhiko OTSUKI

要旨 児童養護施設においてソーシャルワークを推進する社会福祉士の数は、決して多いとはいえず、それに関する理論研究の文献はかなり少ない実情である。その中で、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの現状と課題を整理した上で、リービングケアとアフターケアに対する社会福祉士の役割を明らかにした。児童養護施設におけるリービングケアとアフターケアに対する社会福祉士の役割として、相談援助をはじめ、「権利擁護（アドボカシー）」、「多職種連携」、「ネットワークング」を中心に担うことが重要である。

キーワード：児童養護施設 リービングケア アフターケア
社会福祉士 レジデンシャル・ソーシャルワーク

I 緒言

2016（平成28）年5月27日、児童福祉法の「総則」（第1条～第3条）がほぼ70年ぶりに全面改正された。児童福祉法の改正は近年では毎年のように行われているが、理念規定である「総則」の改正は戦後初めてのことであり、法改正の直接的なねらいは、出産期からの「子育て世代地域包括支援センター（日本版ネウボラ）」の設置に典型的に見られるように、激増している児童虐待への対策強化の一環である。しかし、その第1条の「児童に関する条約の精神にのっとり」という文言や第2条の「前略～社会のあらゆる分野にお

いて、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され～後略」といった新たな条文に見られるように、「児童福祉法」と「子どもの権利条約」の整合性が条約の批准後20年余にしてようやくとれたと解釈できる改正でもあった。

近年、「子どもの人権」がおびやかされている事例は児童虐待問題だけでなく、7人に1人ともいわれる貧困児童あるいは貧困家庭の問題や、保育現場では10人に1人にまで増加しているとされるいわゆる「気になる子」の問題、学齢児童における不登校、校内暴力、非行、さらには毎年最多を更新しているいじめ（自殺）問題等々枚挙にいとまがない。上述のような現今の子ども家庭福祉の状況下では、より個別かつ普遍的なソーシャ

* みやざき せいう 高知県福祉事業財団児童養護施設「子供の家」

** おおつき かずひこ 文教大学教育学部心理教育課程

ルワークが必要となっており、今後、社会福祉士をはじめとするソーシャルワーク専門職の活躍がより一層期待されているのである¹⁾。

そうしたことの必要性の一例をあげるならば、現在、都道府県において「家庭的養護推進計画」及び「社会的養育推進計画」が策定、推進されている。これは、2011（平成23）年7月にまとめられた「社会的養護の課題と将来像」に掲げられた目標の実現に向け、社会的養護を必要とする児童の養育環境の質を向上させるために、児童養護施設等の小規模化や地域分散化、里親・ファミリーホームの推進を具体的かつ計画的に推進するための15年間の計画である。後者の「社会的養育推進計画」は、2017（平成29）年8月に発表された「新しい社会的養育ビジョン」に基づくもので、「家庭養育優先原則」をさらに重視したものである²⁾。

「社会的養護の課題と将来像」においては、「施設のソーシャルワーク機能を高め、施設を地域の社会的養護の拠点とし、これらの家族支援、地域支援の充実を図っていくことが重要である」と述べられている³⁾。そして、「児童養護施設運営指針」では、「施設は社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる」、「ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要である」、「社会的養護は、従来の『家庭代替』の機能から、家族機能の支援・補完・再生を重層的に果たすさらなる家庭支援（ファミリーソーシャルワーク）に向けた転換が求められている⁴⁾」と述べられている。

また、やや古くなるが、日本社会福祉実践理論学会ソーシャルワーク研究会は、ソーシャルワークのあり方に関する調査研究の中で、児童養護施設の「児童指導員は施設内のケアワークとして

の業務が中心である」が、「ケースマネジメント（連絡、調整、企画、運営）、ケースコーディネート（評価、反省）といったソーシャルワーカーとしての機能、役割が今後、求められるのは疑う余地がない⁵⁾」と指摘している。

つまり、児童養護施設におけるソーシャルワーク機能がより一層求められており、その理論化や体系化は実践現場にとっても喫緊の課題である。しかしながら、児童養護施設におけるソーシャルワークは必要とされているものの、必ずしも体系化されていないため、その現状と課題を整理する必要がある⁶⁾。

II 児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの現状

児童養護施設は、2018（平成30）年3月31日現在、全国に605箇所設置され、25,282人（定員32,253人）の児童の養育を担っている「社会的養護施設」の一つである。その設置目的は、児童福祉法第41条で、「児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下、この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設」であると規定されている。

厚生労働省が公表した「児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日現在）」によると、児童虐待の増加等に伴い、児童養護施設に入所する児童のうち、約6割は虐待を受け、約3割に障害等があるといった現状が示されており、複雑かつ多様化している課題のある児童に対する自立支援の困難性が増している。また、児童養護施設に入所する児童の保護者自身も、貧困や精神疾患、地域からの孤立といった様々な課題を抱えており、施設内の児童だけでなく、その家族まで視野に入れた幅広い支援が求められている。さらに今日、育児不安や育児困難を抱えた地域の子育て家

庭に対する支援・相談や地域の里親支援等も社会的に必要不可欠な状況である。

これらのことは、施設の中では「ソーシャルワーカー」であることが期待されている社会福祉士が中心となって解決していく事柄であるといえるが、現在の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」では、社会福祉士の配置は施設に必置の条件とはされていない。そのため、有資格者がほとんどいない児童養護施設もあり、その対応には厳しい現状がある。ちなみに厚生労働省で毎年実施している「社会福祉施設等調査」をもとに児童養護施設における社会福祉士の配置状況をまとめると表-1の通りである。

表から分かるように、児童養護施設における指導員職に占める社会福祉士の配置の割合は全体で13%であり、まだ極めて少ない現状である。1987（昭和62）年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定されて30年余が経ち、2018（平成30）年9月30日現在、全国で226,283人が社会福祉士の登録をしているにもかかわらず、児童養護施設においてソーシャルワークを推進する社会福祉士の数は決して多いとはいえない⁷⁾。

そのような状況のなか、2007（平成19）年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正に伴い社会福祉士現場実習の内容が大幅に改正され、現場の社会福祉士が実習指導者となって「ソーシャルワーク実践を学ぶ」実習生を受け入れる体制が、2012（平成24）年から本格的に始まった。児童養護施設は長らく生活支援を中心としたケアワーク中心の業務体系であったため、その中で、実習生

にいか「ソーシャルワーク実践」を理解してもらうかは、実習指導者にとって極めて大きな課題となった。つまり、「児童養護施設等入所施設におけるソーシャルワーク（レジデンシャル・ソーシャルワーク）⁸⁾とは何なのか」という現実問題を深く考える場面に直面することになったのである。こうしたことについては上田も、「相談援助職が行うソーシャルワーク実践をめぐる論点」として「施設のソーシャルワーカーとしての独自の実践とはいったい何なのかという点」をあげ、「相談援助職が何をすべき存在なのか、利用者や他職種から必ずしも認知されていない背景には、相談援助職の存在意義を明確に示せる実践内容を明確に提示できていないことがある」⁹⁾と指摘している。

そういった問題意識のなか、宮崎は、児童養護施設職員の専門性について、「日常の養育の営みとソーシャルワーク実践の合わせ技」と暫定的に定義し、「養育といった保育・教育的な側面にソーシャルワークの価値・知識・技術が重なり合ったところに専門性があるのではないか」¹⁰⁾と捉えてきた。また、『児童養護施設運営ハンドブック』では、職員の資質向上は、「児童養護施設における専門性とは何かを具現化することと、実践に関する根拠を示すことが必要」だとして、エキスパートとスペシャリストという専門性に関する2つの視点を考えている。エキスパートは「達人的スキルを持つ人」で保育士や児童指導員が目指す専門性を持つ人で、経験を核に実践をおこない、それを説明できる客観的視点を併せ持つ

表-1 主な児童福祉施設の常勤の社会福祉士数

	乳児院	母子生活支援施設	児童養護施設	障害児入所施設（福祉型）	障害児入所施設（医療型）	児童心理治療施設	児童自立支援施設
施設数	134	235	609	267	200	40	58
指導員職※	267	140	5901	1951	1106	355	967
（うち社会福祉士）	(45)	(26)	(770)	(281)	(128)	(55)	(156)
割合	17%	19%	13%	14%	12%	15%	16%

出典) 櫻井慶一・宮崎正宇編著『福祉施設・学校現場が拓く児童家庭ソーシャルワーク』北大路書房 2017 pp.12を一部修正注) 生活・児童指導員、児童自立支援専門員等を指導員職としてまとめて捉えている。

ことで実践を理論化する。スペシャリストは「専門的スキルを持つ人」で社会福祉士や臨床心理士などが目指す専門性を持ち、理論を核に実践をおこない、エビデンス（根拠）の明確化とその妥当性を示す。そして、「前者は、生活支援や自立支援中心のケアワーク、後者は家庭支援や機関調整、心理的支援などのソーシャルワークが中心の職責」¹¹⁾と述べられている。

しかしながらレジデンシャル・ソーシャルワークは必ずしも体系化されているとはいえない現状があり、児童養護施設においても同様である。米本は「生活施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークは、生活相談員の職務の現実を反映させればよいというものではなく、歴史的に『施設』が負ってきた負の遺産をどう解消するかという重要な課題も含め、そのためにはレジデンシャルワークにおけるアドミニストレーションへの視野も設定し、かつケアワークやケアマネジメントとの比較において独自性・固有性を主張しうるのでなくてはならない」とし、「その意味では、レジデンシャル・ソーシャルワークの理論的・実践的枠組みは現存しているのではなく、構築しなければならない」¹²⁾と述べている。さらに深谷は、「レジデンシャルワークまたはレジデンシャル・ソーシャルワークの研究は英米の社会福祉研究の中では極めて傍流であり、わが国での文献紹介すら殆どなされていない」とし、「我が国におけるレジデンシャルワークまたは施設実践の研究を概観するとき現場の実践経験に基づく積み重ねはあるものの、実証的研究に基づく理論化が進んでいるとは必ずしも言えない現状にある」¹³⁾と述べている。

また関連して、北川は生活型児童福祉施設におけるソーシャルワーク実践について、「わが国の場合、施設実践とソーシャルワークの関係について、これを研究論文にまとめて言及したり著書（翻訳書）として刊行されることが他の研究領域と比較して極めて少ないことは、当該領域の特徴の一つとされてきた」¹⁴⁾と述べている。山本も

児童養護施設における実践研究において、「ソーシャルワークの視点の必要性は考えられるものの、先行研究を概観する限りでは、施設におけるソーシャルワークは成熟しているとは言えず、文献数も多くはない」¹⁵⁾と述べている。

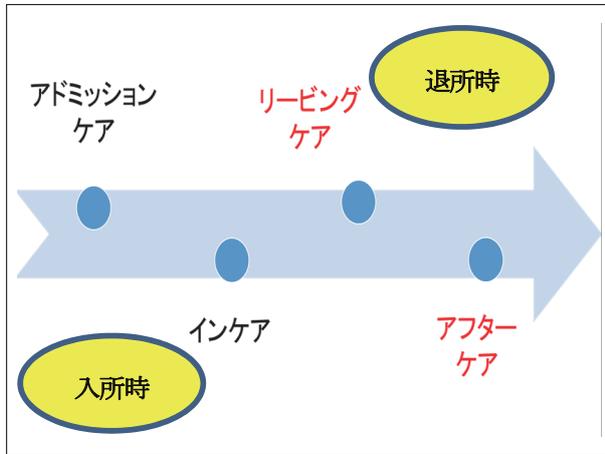
このようにレジデンシャル・ソーシャルワークは実践現場で必要とされているものの、それに関する理論研究の文献はかなり少ない現状がある。

Ⅲ 児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの課題

レジデンシャル・ソーシャルワークの概念は、実践現場におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの機能と役割を整理し、その独自性・固有性を示すことで規定されていく側面がある。近江は、「児童へのケアワークと児童へのソーシャルワークのすみ分け、保護者へのソーシャルワーク、地域住民や関係機関とのソーシャルワークといういくつかの層におけるソーシャルワークの展開など、児童養護施設に固有のソーシャルワークを整理することがせまられる事態となっている」¹⁶⁾と述べている。また、天羽も、レジデンシャル・ソーシャルワークをソーシャルワークの方法として確立するにあたり、「ソーシャルワークの理念に現実を引き付けるのではなく、現実からソーシャルワークの理念を引き付ける方法を採用しなければならない」¹⁷⁾と述べている。

レジデンシャル・ソーシャルワーク実践の流れは、アドミッションケアからインケア、リービングケア¹⁸⁾、アフターケアに至るまで連続性をもって展開されている（図-1）。アドミッションケアは施設入所前から施設入所時のケア、インケアは施設入所中のケア、リービングケアは施設退所前から施設退所時のケア、アフターケアは施設退所後のケアをそれぞれ示しており、在園生が社会的自立に向けて円滑に移行できることが重要である。

図-1 児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワーク実践の流れ



特に近年、児童養護施設では、表-2のように、相対的に高年齢児童の入所割合が増加しており、「児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日現在）」によると、平均の入所期間も4.9年（前回調査時〈平成20年2月1日現在〉は4.6年）と長期化していることから、高年齢児童に対する自立支援が大きな課題になっている。

表-2 児童養護施設における入所時の年齢別割合

	6歳未満	6歳～12歳未満	12歳～15歳未満	15歳～18歳未満	18歳以上
2013年	52.9%	33.1%	10.7%	3.2%	0%
2008年	53.8%	34%	9.7%	2.2%	0%

出典) 厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日現在）」と厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果（平成20年2月1日現在）」をもとに作成

一般にレジデンシャル・ソーシャルワークの機能と役割の研究をする場合、実践場面をとるとリービングケアとアフターケアは相対的にインケアに比べてその内容が把握しやすく、その独自性・固有性が導き出しやすい側面がある。また、リービングケアとアフターケアはとりわけインケアと比較すると、具体的な実践内容、方法、期間、実施者等が明確に整理・研究されている状況ではないため、レジデンシャル・ソーシャルワークの視点から取り組みの体系化を図る必要もある。

る。

また、櫻井は、子ども家庭福祉領域におけるソーシャルワークの要素を「個別的な自立支援計画の策定と直接的支援」と「地域の関係者や専門機関等とのネットワーク構築による当該児童および家庭への総合的な支援」¹⁹⁾とに整理している。換言すれば、子ども家庭福祉領域におけるソーシャルワークは、「自立支援計画」と「ネットワーク」という2つの要素に深く関わり、それらを統合しながら子どもとその家族の問題解決を図る過程であるといえる。それらの要素は、レジデンシャル・ソーシャルワークにおいても、子どもの「自立」²⁰⁾を大きな目的としていることで共通であり、その目的の達成のためにも相互にこれら2つの要素は密接かつ長期的に関連していると考えられる。ところが従来、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの特徴でもあるが、児童福祉法上、原則18歳で措置解除となるため、一般的には入所中の子どもに対して、いかに「自立支援」²¹⁾を行うことができるのかが施設職員には問われることが多かった。

しかし、グッドマン (Goodman,R.) が、「児童養護施設における働きが成功したかどうか判定する最も重要な目安は、退所後に子ども達がどうなるかということであろう」²²⁾と述べているように、入所中の子どもに対する自立支援は、退所後の生活（入所中の生活よりも退所後の生活の方がはるかに長いのであるが）に大きな影響を及ぼすことになる。つまり、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークは、原則、満18歳までという限られた期間内の施設内処遇で自己完結するのではなく、「自立支援計画」や「ネットワーク」を活用しながら長期的な「自立支援」を行う過程であると捉えることが妥当なのである。この点、高齢者施設や障害者施設においては、退所後の生活を目指しての「自立支援」というよりも、入所中のQOL（生活の質）の向上やケア（介護）に力点が置かれているのとは対照的であるといえる。

以上、児童養護施設における自立支援を長期的な視点で考えていくために、リービングケアとアフターケアに対するレジデンシャル・ソーシャルワークに着目することが重要であると理解できた。そこで、児童養護施設におけるリービングケアとアフターケアに対する社会福祉士の役割を明らかにしておく必要がある。

IV 児童養護施設におけるリービングケアとアフターケアに対する社会福祉士の役割

児童養護施設における社会福祉士の役割は、相談援助をはじめとして多岐にわたるが、リービングケアとアフターケアに対する社会福祉士の役割としては、大きく以下の3点をあげておきたい。

まず、第1の役割として、何よりも子どもの「権利擁護（アドボカシー）」の視点が重要である。子ども自身が自らの権利を正しく知り、行使できるよう、時に子どもの声なき声を代弁し擁護することが社会福祉士の基本的立場だからである。近年、児童養護施設において、虐待を受けたり、障害のある子どもが増加傾向にあるなか、どの子どもも個別かつ多様で切実なニーズを持っている。社会福祉士として、障害のある子どもも障害のない子どもも共に育てるといったインクルーシブな視点で、どの子どもも分け隔てなく受容することは当然のこととして、子どもに対する差別や排除も決して許さないといった高い人権意識が求められる。

次に、第2の役割として、「多職種連携」が重要である。児童養護施設においては、子どもに対して、「チームワーク」による組織的支援を欠かすことができないため、社会福祉士が中心となって、担当職員をはじめ、家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員、看護師等専門職、時に保護者や学校等とも連携しながら、自立支援計画に基づく多様な支援をコーディネートする必要がある。つまり、社会福祉士として、子どもの自立支援を念頭に多種多様な専門職を含めた協働実践が強く求められているのである²³⁾。

そして、第3の役割として、「ネットワーキング」が重要である²⁴⁾。社会福祉士として、リービングケアにおいて、児童家庭支援センターや退所児童等アフターケア事業等²⁵⁾の関係機関を活用しながら、SST（ソーシャルスキルズトレーニング）等に取り組むことで子どもの自立を支援する必要がある。

また、アフターケアにおいても、同様に児童家庭支援センターや退所児童等アフターケア事業等の関係機関を活用するが、連絡が取りにくい卒園生の場合、卒園生同士のつながりを活用して情報収集する工夫も求められる。加えて、障害のある子どもに関しては、自立がより困難なため、児童福祉関連制度の知識だけでなく、障害者手帳や障害年金等の障害者福祉関連制度、生活保護制度等の幅広い知識も求められている。例えば退所後の生活場所の確保に向けて障害者グループホーム等を活用する場合、障害者相談支援事業所との連携が欠かせない。そのため、常日頃から、社会福祉士が中心となって、関係機関同士の顔の見える関係を意識して形成しておく必要がある。

しかし、今後の制度的な課題としては、やはり依然として「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」上の児童養護施設における社会福祉士の専門性の確立と人員配置の低さがあげられる。もちろん、資格が仕事をするのではなく、人が仕事をするのではあるが、資格取得後の日本社会福祉士会等の職能団体によるキャリアに応じた生涯研修体系や社会福祉系大学・大学院等におけるリカレント教育、その前提としての社会福祉士等の大学等での実践的な養成教育も重要である²⁶⁾。

V 結びにかえて

児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの支援は、入所前後のアドミッションケアからインケア、リービングケア、アフターケアへと段階的に展開される。しかし、本論文ではリービングケアとアフターケアの実践に着目したため、レジデンシャル・ソーシャルワークの全

容については触れられなかった。とりわけアドミッションケアは、入所する前後に必要な支援であり、入所前の子どもとの面会交流や入所説明、施設見学等を行いながら、事前に、子ども自身の不安の軽減を少しずつ図ることなどがその内容であるが、その後のリービングケアやアフターケアに深く関連する意味でも重要である。それはレジデンシャル・ソーシャルワークとして支援が一貫・継続して展開されるべき事柄であり、その入り口である。今後は、支援の入り口であるアドミッションケアにおけるレジデンシャル・ソーシャルワーク機能のあり方にも着目し、その内容や方法等々を社会福祉士の立場から調査研究で明らかにしていくことで、レジデンシャル・ソーシャルワークの全容解明や体系化を図る必要がある。

註

- 1) しかしながら、子ども家庭福祉分野で活躍する社会福祉士の有資格者の割合は、残念ながらそれほど高いものではない。日本社会福祉士会の勤務先別会員数（2015年3月31日現在）によると、児童福祉関係施設及び教育機関における社会福祉士の有資格者は全会員37,010人中、児童福祉関係施設1,164人（3.1%）、教育機関1,651人（4.5%）である。
- 2) 2017（平成29）年8月、国は2016（平成28）年の児童福祉法改正の理念を具体化するため、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、「新しい社会的養育ビジョン」を取りまとめた。これによって、「社会的養護の課題と将来像」に基づき策定されている都道府県家庭的養護推進計画については、2018（平成30）年度末までに全面的に見直し、新たに「都道府県社会的養育推進計画」を策定することとされた。しかしながら、まだ各都道府県の計画が施設関係者とのすり合わせが十分できていないところも多く、具体的にどのように展開されていくかは不明である。尚、「新しい社会的養育ビジョン」については、厚生労働省「新しい社会的養育ビジョン」（<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000173865.pdf>）2017を参照。
- 3) 厚生労働省「社会的養護の課題と将来像」（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001j8zz.html>）2016.9.2）2011
- 4) 厚生労働省「児童養護施設運営指針」（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-51.pdf>）2016.9.2）2012
- 5) 日本社会福祉実践理論学会ソーシャルワーク研究会「ソーシャルワークのあり方に関する調査研究」『社会福祉実践理論研究第7号』所収1998 pp.82
- 6) 例えば、宮崎正宇「児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークに関する文献レビュー」『高知県立大学紀要（社会福祉学部編）第66巻』所収2017を参照されたい。本論文において、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの体系化は概念規定を含め未だに発展途上であると指摘している。
- 7) その点は、宮崎正宇「第2章 社会福祉士等による児童・家庭福祉領域におけるソーシャルワーク」櫻井慶一・宮崎正宇編著『福祉施設・学校現場が拓く児童家庭ソーシャルワーク——子どもとその家族を支援するすべての人に』北大路書房 2017を参照されたい。
- 8) レジデンシャル・ソーシャルワークの冠についている「レジデンシャル（residential）」という用語は、「居住の」といった意味が含まれている。わが国の社会福祉施設を分類するならば、入所型、通所型、利用型の施設に大別することができるが、レジデンシャル・ソーシャルワークの用語に関しては、口村淳『高齢者ショートステイにおけるレジデンシャル・ソーシャルワーク——生活相談員の業務実態と援助内容の分析』法律文化社 2013を参照されたい。本著において、「レジデンシャル

- (residential)」には、「『居住に関する意味』があることから、全ての施設ではなく、入所施設（生活施設）が対象となる」と捉えた上で、レジデンシャル・ソーシャルワークについて、「入所施設（生活施設）の居住者（入所者）に関するソーシャルワーク」と言い表している。
- 9) 上田正太 (2012) 「特別養護老人ホームにおける生活相談員の行うソーシャルワーク及びケアワーク実践に関する文献的研究」『生活科学研究誌第11巻』所収 2012 pp.36
- 10) 宮崎正宇「児童養護施設職員の専門性とは」『子どもと福祉第3号』所収 2010 pp.73
- 11) 厚生労働省「児童養護施設運営ハンドブック」(https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/yougo_book_2.pdf) 2015
- 12) 米本秀仁「生活型福祉施設のソーシャルワークのゆくえと展望」『ソーシャルワーク研究第38巻2号』所収 2012 pp.86
- 13) 深谷美枝「『施設実践のリアリティ』を描く——質的方法によるレジデンシャルワーク研究の可能性」『立正大学社会福祉研究所年報創刊号』所収 1999 pp.117
- 14) 北川清一「生活型児童福祉施設におけるソーシャルワーク実践の基本構造」『ソーシャルワーク研究第20巻1号』所収 1994 pp.11
- 15) 山本佳代子「児童養護施設における実践研究における一考察」『山口県立大学社会福祉学部紀要第17号』所収 2011 pp.44
- 16) 近江宣彦「児童養護施設におけるソーシャルワークに関する試論——ソーシャルワークとケアワークの関係を巡って」『コミュニティ振興研究：常磐大学コミュニティ振興学部紀要第17号』所収 2013 pp.84
- 17) 天羽浩一「児童養護施設における社会福祉士の位置と社会福祉士資格に関わる問題点」『九州社会福祉学第5号』所収 2009 pp.119
- 18) リービングケアの概念については、山縣文治「児童養護施設におけるリビング・ケア」『ソーシャルワーク研究第15巻1号』所収 1989を参照されたい。
- 19) 櫻井慶一「『保育ソーシャルワーク』の成立とその展望——『気になる子』等への支援に関連して」『文教大学生生活科学研究第38集』所収 2016 pp.33
- 20) 自立の概念は多義的であるが、例えば竹中哲夫「児童養護施設等における自立と『自立支援計画』をめぐって」『児童養護第29巻2号』所収 1998を参照されたい。竹中は自立の概念を以下の12点に整理している。
- ①基本的な生活習慣の習得・自立
 - ②家庭生活の自立（子どもとして）
 - ③地域社会・学校生活の自立
 - ④学ぶことの自立（自己教育力の獲得）
 - ⑤社会的な人間関係の自立
 - ⑥労働の自立
 - ⑦経済生活の自立
 - ⑧自己意識の形成・自己同一性の確立
 - ⑨性的な自立・性役割の自立
 - ⑩家庭生活の自立（大人として）
 - ⑪社会的な主権者としての自立
 - ⑫生きがい・自己実現・人生観の形成としての自立
- 21) この点は、厚生省児童家庭局家庭福祉課監修『児童自立支援ハンドブック』日本児童福祉協会 1998を参照されたい。『児童自立支援ハンドブック』は、児童の自立支援を「一人ひとりの児童が個性豊かでたくましく、思いやりのある人間として成長し、健全な社会人として自立した社会生活を営んでいけるよう、自主性や自発性、自ら判断し決定する力を育て、児童の特性と能力に応じて基本的な生活習慣や社会生活技術（ソーシャルスキル）、就労習慣と社会規範を身につけ、総合的な生活力が習得できるよう支援していくこと」と定義している。
- 22) Goodman,R. Children of the Japanese Stat: The Changing Role of Child Protection Institution in Contemporary Japan, Oxford

University Press 2000 (=津崎哲雄訳『日本の児童養護——児童養護学への招待』明石書店 2006 pp.243)

- 23) 協働実践については、鈴木浩之「子ども虐待に伴う不本意な一時保護を経験した保護者の「折り合い」のプロセスと構造——子ども虐待ソーシャルワークにおける「協働関係」の構築」『社会福祉学第57巻2号』所収 2016を参照されたい。鈴木は、「保護者と児相における子どもの安全を目標とした『協働』という子ども虐待における独自のソーシャルワーク領域とその営みがある」と指摘している。
- 24) ネットワークを活用したソーシャルワーク実践については、日本社会福祉士会編『ネットワークを活用したソーシャルワーク実践——事例から学ぶ「地域」実践力養成テキスト』中央法規出版 2013を参照されたい。
- 25) 「退所児童等アフターケア事業」は、国の補助事業として、2010（平成22）年度から開始されているものである。主な支援内容としては、施設を退所した後の地域生活及び自立を支援している。また、卒園生同士が意見交換や情報交換ができるような居場所の提供を行うことである。その役割は高齢児童が増加している児童養護施設の現状を鑑みると今後はますます重要となる。
- 26) この点は、堀越敦子「ソーシャルワーカーが自らの援助基盤を構築するプロセス——他の援助者との援助差の認識を手がかりとして」『社会福祉士第19号』所収 2012を参照されたい。

